

2015

平成27年度 第1回学校協議会

大阪府立八尾支援学校



資料目次

1	表紙
2	目次
3	第1回協議会 次第
4	学校協議会 名簿
5 6	八尾支援学校協議会 実施要項
7	教育活動に関するご意見について
8	意見書
9 10	平成27年度学校経営計画 学校長
11 12	平成27年度学校経営計画 准校長
13 14	第1回 授業アンケート用紙 (保護者用・生徒用)
15 16 17	第1回 授業アンケート結果
18	人権アンケート実施について
19 20 21	人権アンケート用紙
22 23	人権アンケート集計結果
24 25	人権研修資料
別添	教育相談のしおり (小・中・高)

平成27年度 第1回学校協議会 次第

- 1 学校長挨拶 (山中 校長)
- 2 平成27年度学校協議会委員の紹介 (教 頭)
- 3 平成27年度学校協議会事務局の紹介 (教 頭)
- 4 平成27年度学校協議会長の選出 (教 頭)
- 5 学校協議会 実施要項(案)
保護者からの意見書について (教 頭)
- 6 平成27年度 八尾支援学校概要
学校経営計画 (山中 校長)
(藤井 准校長)
進路指導部より
平成26年度卒業生の進路状況について (進路指導部 北本)
- 各学部紹介 小学部 (荒木 首席)
 中学部 (井川 首席)
 高等部 (山本 首席)
- 7 学校より報告
第1回 授業アンケート 集計結果 (教 頭)
人権アンケート実施報告 (山中 校長)
- 8 准校長挨拶 (藤井 准校長)
- 9 閉会 諸連絡 (事務局)
学校見学

平成27年度 大阪府立八尾支援学校 学校協議会委員名簿

協議会委員名簿（五十音順）

番号	名 前	職 名
1	乾 伊津子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長
2	岡崎 裕子	大阪大谷大学 教育学部 教授 学長補佐
3	御前 敬	八尾市障害福祉課 課長
4	西原 直美	八尾支援学校 PTA 会長
5	山田 紅美	東大阪子ども家庭センター 地域相談課 総括
6	吉田 裕子	東大阪市療育センター 第一はばたき園 園長

八尾支援学校

1	山中 矢展	校 長
2	藤井 雅乗	准校長

事務局

1	古川 綾子	教 頭（小学部・高等部）
2	渋川 雅宏	教 頭（中学部）
3	小林 俊雄	事務長
4	荒木智恵子	首 席（小学部）
5	井川 忠都	首 席（中学部）
6	横山 眞二	首 席（中学部）
7	山本 耕平	首 席（高等部）
8	山田 美也子	指導教諭
9	松村 由美	小学部主事
10	長谷川 次郎	中学部主事
11	谷 浩美	高等部主事
	辻井 武 米澤 歩 田代 恵子	総務部

大阪府立八尾支援学校 学校協議会 実施要領

(設置及び目的)

第一条 大阪府立学校条例第十二条第1項の規定により、保護者等との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映のため、学校の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(職 務)

第二条 協議会は次に事項について協議を行い、校長に意見を述べる。

- (1) 学校経営計画に関する事項。
- (2) 学校評価に関する事項
- (3) 教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項
- (4) その他、校長が必要と認める事項。

(組 織)

第三条 協議会の委員（以下「委員」という。）は大阪府教育委員会が任命する。

- 2 委員は原則6人とし、保護者、地域の住民、その他の関係者、学識経験者を必ず含むものとする。
- 3 委員の任期は2年とし、原則2回までは再任できるものとする。ただし、平成26年度に任命する委員の任期については、平成28年3月末日までとする。
- 4 委員の任期中に欠員が生じた場合、委員を補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は委員在任中だけでなく退任後も守秘義務を負う。
- 6 当該年度の委員については、別表のとおりとする。

(会 長)

第四条 委員の互選により協議会に会長を置く。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を管理する。
- 3 会長はあらかじめ事故があるときに職務を代理する委員を指名する。

(事務局)

第五条 協議会の庶務を行うために、協議会ごとに事務局を設置する。

- 2 事務局長は教頭とする。その他の事務局職員は校長が任命する。

(会 議)

第六条 会議は会長が招集し議長となる。原則として校長・准校長・教頭（事務局）も出席する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 学校経営計画に関する事項及び学校評価に関する事項については、原則として次の時期に次の内容についての協議を行う。
 - ① 4月～6月：当該年度の学校経営計画に関する事項等
 - ② 8月～11月：当該年度の取り組みの進捗確認と改善に向けての意見等
 - ③ 1月～2月：学校による取り組みの自己評価をふまえた学校関係者評価に関する事項及び次年度の学校経営計画策定に向けての意見等
- 4 保護者から提出された意見書について会議の開催が必要な場合は、上記によらず随時開催することができる。
- 5 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて学校に、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を求めることができる。
- 6 会議の日程、場所等については、事前に広く府民に周知するとともに、原則として会議を公開する。ただし、個人のプライバシーに関する情報等を審議する場合や公開により会議の目的が達成できない場合はこの限りでない。
- 7 会議の記録を作成し、会議資料とともに保存する。会議の記録は、広く府民に公開する。ただし、個人のプライバシーに関する情報等についてはこの限りでない。

(保護者からの意見)

- 第七条 大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則第三六条7項の規定により保護者から申し出られた意見（以下「保護者の意見」という。）に関する事務は、事務局が行う。
- 2 保護者の意見については、会長が必要に応じてその取扱いを判断する。
 - 3 協議会は、調査審議を通じ、必要に応じて校長に意見を述べる。

第八条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年9月1日から施行する。

平成27年7月17日

保護者の皆様

府立八尾支援学校
学校協議会事務局

教員の授業その他の教育活動に関するご意見について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本学校協議会では、保護者の皆様の、教員の授業その他の教育活動に関するご意見につきまして、下記により承ります。本校教育活動の一層の向上に向け、学校と連携しながら取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

記

1 目的

保護者との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映による、本校教育の向上。

2 意見の取り扱い

教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見について、調査審議の上、校長に対し、学校協議会としての意見を述べる。

3 意見書の提出方法

(1) 意見書の様式及び入手方法

意見書については、大阪府の規則により様式が規定されています。様式は本校のWebページからダウンロードできます。また、お子様を通じて用紙をお渡しすることもできます。

(2) 意見書の送付方法

- 学校協議会のメールアドレス (iken@yao-y.osaka-c.ed.jp) に、メールで送信。
- 本校あてに、封書にて郵送。(学校協議会の事務局が対応し、学校協議会に意見を伝えます。)
- 本校事務室横に設置の「みんなの相談ポスト」に投函。(同上)

4 留意事項

- (1) いずれの場合も、お子様の学年、組、氏名及び保護者の氏名、連絡先など、様式に定められた必要事項について必ずご記入ください。
- (2) 学校協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や口頭による意見の伝達はお受けできませんのでご了承ください。
- (3) いただいたご意見につきましては、学校協議会としての調査審議を行う上で、必要に応じて直接ご本人に詳しい説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります。

大阪府立 八尾支援 学校 学校協議会 会長 様

申出者 住所

(学部) 年 組

ふりがな

生徒氏名

ふりがな

保護者氏名

印

電話番号

メールアドレス

意見書

大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則第36条の7の規定により、次のとおり申し出ます。

項目	<input type="checkbox"/> 授業・教科指導 <input type="checkbox"/> 生徒指導 <input type="checkbox"/> 進路指導 <input type="checkbox"/> 学校運営全般 <input type="checkbox"/> その他
意見の内容	

備考 「意見の内容」の欄については簡潔に、意見の根拠となることや具体例をあげるなど、分かりやすく記入してください。

* 以下の欄には記入しないでください。

受付番号	特記事項

授業参観アンケート

本日、授業参観にご出席いただきありがとうございます。今後の授業の参考にいたしますので下記のアンケートにご協力をお願いします。

*保護者のお名前をお願いします。()

() 部 () 年 授業名 ()
担当教員名 ()

※授業主催者に◎をつけています。

1～6の質問の該当する項目に○をつけて下さい。

	そう思う	だいたい そう思う	あまり 思わない	思わない
1 児童・生徒は授業の内容に、興味・関心を持っていましたか。				
2 授業の内容は児童・生徒の課題に適していましたか。				
3 教師の指導や支援は適切でしたか。				
4 教材や教具（プリント類を含む）は工夫されていましたか。				
5 児童・生徒は、授業で頑張ったことを認めてもらっていましたか。				
(その他お気づきの点があればご記入ください)				

ご協力ありがとうございました。

アンケートは、いっしょにお配りした封筒に入れ、封をしてご提出ください。

提出の締め切りは、 月 日 () です。

今日の [] の授業について 1つだけ○をつけてください。

1 あなたは [] の授業を もっと学習したいと思いましたが。

もっと学習したい

学習したい

あまり学習したくない

学習したくない

2 [] の授業は よくわかりましたか。

よくわかった

わかった

あまりわからなかった

わからなかった

3 授業中 わからない時に 先生は わかりやすく教えてくださいか。

わかりやすく教えてくれる

教えてくれる

あまり教えてくれない

教えてくれない

4 授業中は 質問や 発表等がしやすかったですか。

〈質問や発表が〉 とてもしやすかった

しやすかった

あまりしやすくなかった

しにくかった

5 授業で 頑張ったことを きちんと認めてもらえましたか。

きちんと認めてもらえた

認めてもらえた

あまり認めてもらえなかった

認めてもらえなかった

6 授業について 感想や 要望があれば書きましょう。

Empty rectangular box for writing comments or requests.

授業アンケート結果（小学部）

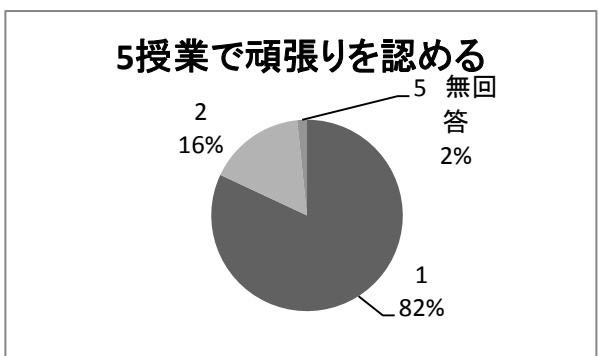
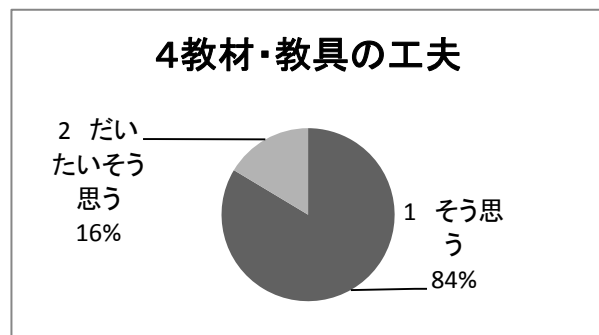
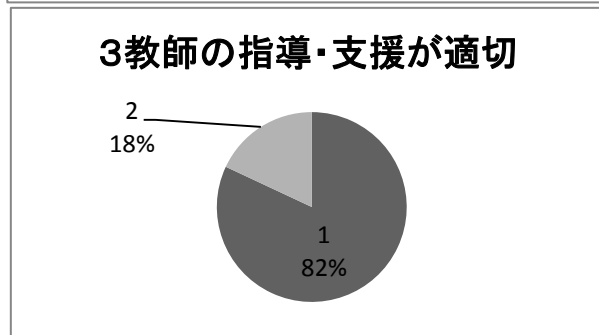
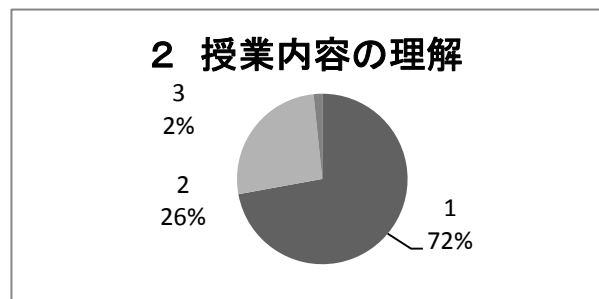
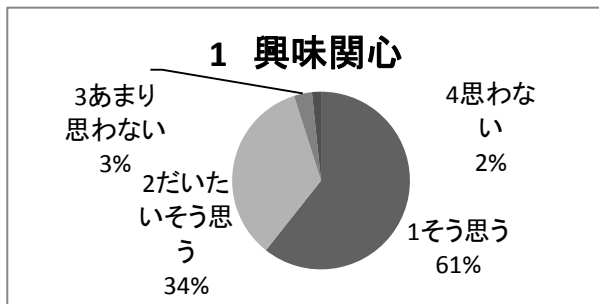
- 1 実施日 平成27年6月17日（水）
- 2 内容・対象 小学部の授業参観にて、全学年の保護者に授業アンケートを実施。
- 3 授業及びアンケート提出数（回収率）

	生徒数	出席者数	提出数	回収率(%)
1年（体育）	15	8	8	100
2年（図工）	18	11	10	91
3年（音楽）	20	18	18	100
4年（生活）	12	7	7	100
5年（生活）	13	13	13	100
6年（体育）	10	5	5	100
小学部 計	88	62	61	98.4

- 4 提出期間 授業終了後1週間

- 5 設問ごとの結果（全学年まとめ）

	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2	3 3 3 3 3	4 4 4 4 4	5 5 5 5 5
1 授業内容への興味関心	37	21	2	1	
2 授業内容の理解	44	16	1		
3 教師の指導・支援が適切	50	11			
4 教材・教具の工夫	51	10			
5 授業で頑張りを認める	50	10			1
総計	232	68	3	1	1



子どもの尊厳を

大切にしたい



平成27年6月30日
校内人権研修会
校長 山中 矢展

人権アンケートの実施

- 【目的】教員が、自らの指導や支援を顧み、体罰を根絶し、人権尊重の教育を徹底する。
- 【対象】小・中・高等部教員 計168名
- 【時期】平成27年5月
- 【内容】

アンケートの内容と結果については、
前ページまでに記載しています。

支援学校の常識は、社会の常識？

- 子どもに非難されない(されにくい)温室状態？

注意や指摘をしにくい閉鎖的な雰囲気

- 緊張感の少なさ、相互チェック機能の弱さ

児童生徒の人権を尊重する意識の希薄化

- T. Tのもと→責任の所在のあいまいさ
- 公私のけじめがついているか？
 - あいさつ、服装、マナー
- 何気なく不用意な発言をしていないか？

一堂に会して「一斉指導」をすると いう幻想

- 集会、イベントはできるだけ短時間に
 - 対人的コミュニケーションの障がいは、「自閉症の中核的症狀」
 - 集団参加が苦手
- 早く グループに、個別に
- 「ことばのシャワー、洪水」はやめて！
 - 短く ことばを切って、視覚に訴えて

障がいの実態、
特性に応じて、

自らの指導力・支援力・専門性の向上

子どもの気持ちに寄り添っているか？

- 過ぎたやりとり(ことば、パフォーマンス)になっていないか？

本当に子どもは楽しんでいるか？

- 感情にまかせた叱責は、もつてのほか
- 「子どもをあせらせない！」

→教師の発想を、リフレーミング

※「ねばならない」という思いこみが危険！

教師に 新たに求められる力量とは

- 教職は「対人関係専門職」として捉え直すべき
- 今津孝次郎著『教師が育つ条件』
(岩波新書)
- 学校の仕事はサービス業なのか？
→「ヒューマン・サービス」の視点



校長として、本校教員に
最も身につけてほしい力量

「本人、保護者の思いを感じ
とり、見通し、対処できる力」

人権尊重の時代が 進んでいきます
あなたは新しい情報を察知していますか？
支援学校の教員として人権感覚を磨いてい
ますか？

—「障害者差別解消法」H.28.4施行—

- 養護学校教育義務制の施行
(1979年)

- 以前は、就学猶予、就学免除

- 国際障害者年(1981年)

「完全参加と平等」がテーマ

- 義務制実施から、まだ、36年！

▶ 子どもたちが一日一日を大切に
生きる権利の保障 教員の義務

校内教員向け人権アンケート結果（まとめ）

問1 学校で体罰が行われている場面を見たことがありますか？

平成27年度現時点で、体罰に関わる事象の報告はありませんでした。

問2 学校で、体罰ではなくても、配慮を欠くと思われる行為がなされている場面を見たことがありますか？

平成27年度現時点で以下のような事例が報告されています。〔※は、校長・准校長注釈〕

- ① 普段から気になっているのが、児童・生徒との関わりの中で、「そんなんじゃ～できないよ」「給食食べれないよ」ということばかけです。全く関係のない場面で「給食なし」ということばかけは指導ではないと思います。〔※給食場面であっても、誠に不適切です。改善を指導します〕
- ② 児童生徒に対して、強めに指導したりしている教員をたまに見かけます。指導上大きな声で伝えることが必要なときもありますが、すれちがいなど一瞬でしたら、前後の様子や日々の子どもの関係性から判断されるところもあると思うので、その場面のみでの判断はむずかしい部分もあると思います。〔※いかなる場合でも、強めの指導は許されませんので、指導します〕
- ③ 授業中生徒を呼び捨てにしたり、また、逆に「～ちゃん」と小さい子どものように呼ぶようなことが見られます。以前中学校で勤務していたときは呼び捨てを普通のことに感じていました。また、肢体不自由校にいたときにははじめは呼び方ひとつ苦労し、その後すべての生徒を「さん」で統一したことで言いやすくなったことがありました。
〔※呼び捨てはいけません。お子さんに一番良い呼称について、検討します〕
- ④ 過度に「もの」でつる指導が気になることがあります。
〔※いわゆる交換条件を使う方法です。「〇〇しなかったら、△△できない」という罰を与える言葉かけはさせないよう、指導します〕
- ⑤ 誘導するときに服を引っ張る指導が気になります。もし自分の子どもがこうされていたらイヤだなあと感じました。〔※移動時においても、お子さんの人権を尊重するよう指導します〕
- ⑥ ある生徒に熱心に指導している中で教員がつい大きな声を出したと思われるような声が聞こえた。その時は他の生徒を指導中であつたので、何があつたのか確かめに行く事はできなかったのですが…。〔※校長からの研修においても、危険回避のとき以外は、大きな声を出すような指導のないよう、注意喚起しています〕

問3 教職員が体罰を行ってしまう背景としてどのようなことが考えられますか。

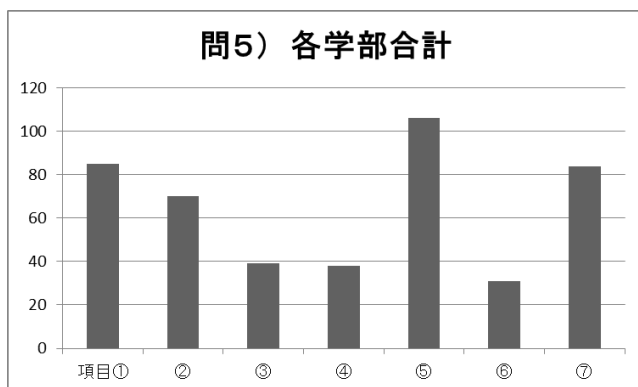
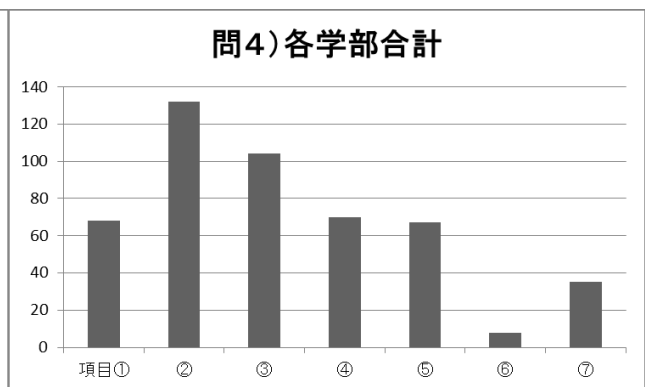
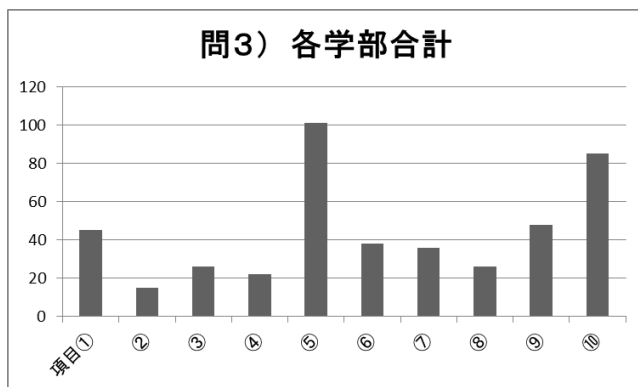
項目	(3つ選択)	小学部	中学部	高等部	合計
①	学校の規律や秩序を維持しなければならないという意識がある。	9	26	10	45
②	良い結果を出すためには体罰もやむを得ないという意識がある。	5	6	4	15
③	教職員自身が体罰を受けてきた経験があり、体罰を肯定的にとらえる意識がある。	5	14	7	26
④	過去の実績や結果から、自分が児童生徒や保護者から信頼を得ていると過信している。	7	8	7	22
⑤	教職員の指導力・専門性が不足している。	26	45	30	101
⑥	児童生徒より教員は優位であるという意識がある。	10	18	10	38
⑦	指導上の悩みについて、管理職や同僚に相談できる雰囲気が少ない。	13	12	11	36
⑧	生徒指導等を特定の教員に頼ってしまい、行き過ぎた指導や体罰を容認してしまう。	9	6	11	26
⑨	学校や教室内に、教師間で注意や指摘をしにくい閉鎖的な雰囲気がある。	17	15	16	48
⑩	教職員が児童生徒に寄り添い、一人ひとりの人権を尊重する意識が希薄化している。	24	41	20	85

問4 体罰の根絶に向け、教職員としてどのような考えや行動が必要だと思いますか。

項目	(3つ選択)	小学部	中学部	高等部	合計
①	体罰が児童生徒への人権侵害であるという認識の徹底と人権意識の向上に向けた取り組み。	20	27	21	68
②	自らの指導力・支援力・専門性を向上させる。	36	60	36	132
③	日ごろから児童生徒の障がいの実態把握に努める。	30	47	27	104
④	教職員相互に指導や支援の方法について注意・指摘し合う。	22	27	21	70
⑤	日ごろから保護者の方と連携し、意向をしっかりとうかがう。	14	37	16	67
⑥	校長・准校長等管理職によく相談する。	2	2	4	8
⑦	開かれた学級、学校づくりを心がけ、実践する。	9	20	6	35

問5 体罰の根絶に向け、今本校でもっとも必要だと思う取り組みは何だと思いますか。

項目	(3つ選択)	小学部	中学部	高等部	合計
①	教職員の人権意識の向上に向けた校内研修会・講演会等の実施	26	39	20	85
②	保護者向けアンケート調査の実施や、保護者との意見交換の場づくりなど、学校と保護者の信頼関係の更なる強化	22	28	20	70
③	定期的な教職員向けアンケート調査等の実施	7	20	12	39
④	児童生徒の相談窓口の設置・児童生徒への周知	16	12	10	38
⑤	指導に悩む教職員の相談窓口の設置	31	46	29	106
⑥	体罰防止チェックリスト等の活用	8	16	7	31
⑦	外部の専門家との連携による取り組み	20	43	21	84



人権に関するアンケート

所属学部等（ ） 名前（ ）

問1) 学校教育法第11条において「校長および教員は教育上必要があると認めるときは、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。」と定められています。また体罰に該当する例として、「身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)」「児童生徒に肉体的苦痛を与えるもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)」を挙げています(平成25年文科省通知)。

① この定義にしたがって、あなたは、学校で体罰が行われている場面を見たことがありますか?

ア ある イ ない

② ア と答えた人に たずねます。

それは、いつ、どのような場所で見ましたか。またどのような内容でしたか。

いつ ()

場所 ()

内容 ()

③ ア と答えた人に たずねます。

あなたは、そのとき、どのように感じましたか。またどのように行いましたか。

()

問2)

① あなたは、学校で、体罰ではなくても、配慮を欠くと思われる行為がなされている場面を見たことがありますか?(例:大声で児童生徒を威圧する、からかうなど)

ア ある イ ない

② ア と答えた人に たずねます。

それは、いつ、どのような場所で見ましたか。またどのような内容でしたか。

いつ ()

場所 ()

内容 ()

③ ア と答えた人に たずねます。

あなたは、そのとき、どのように感じましたか。またどのように行動しましたか。

()

問3) ここ数年、支援学校において体罰事象が継起しています。児童生徒への体罰は決してあってはならないことであり、違法行為であるとわかっているにもかかわらず、教職員が体罰を行ってしまう背景としてどのようなことが考えられますか。あなたの考えに近いものを3つ選んで、() に記入してください。

- ① 学校の規律や秩序を維持しなければならないという意識がある。
- ② 良い結果を出すためには体罰もやむを得ないという意識がある。
- ③ 教職員自身が体罰を受けてきた経験があり、体罰を肯定的にとらえる意識がある。
- ④ 過去の実績や結果から、自分が児童生徒や保護者から信頼を得ていると過信している。
- ⑤ 教職員の指導力・専門性が不足している。
- ⑥ 児童生徒より教員は優位であるという意識がある。
- ⑦ 指導上の悩みについて、管理職や同僚に相談できる雰囲気が少ない。
- ⑧ 生徒指導等を特定の教員に頼ってしまい、行き過ぎた指導や体罰を容認してしまう。
- ⑨ 学校や教室に、教師間で注意や指摘をしにくい閉鎖的な雰囲気がある。
- ⑩ 教職員が児童生徒に寄り添い、一人ひとりの人権を尊重する意識が希薄化している。

⇒ ()

問4) 体罰の根絶に向け、教職員としてどのような考えや行動が必要だと思いますか。

もっとも必要だと思うものを3つ選んで、() に記入してください。

- ① 体罰が児童生徒への人権侵害であるという認識の徹底と人権意識の向上に向けた取り組み。
- ② 自らの指導力・支援力・専門性を向上させる。
- ③ 日ごろから児童生徒の障がいの実態把握に努める。
- ④ 教職員相互に指導や支援の方法について注意・指摘し合う。
- ⑤ 日ごろから保護者の方と連携し、意向をしっかりとうかがう。
- ⑥ 校長・准校長等管理職によく相談する。
- ⑦ 開かれた学級、学校づくりを心がけ、実践する。

⇒ ()

問5) 体罰の根絶に向け、今本校でもっとも必要だと思う取り組みを3つ選んで、

() に記入してください。

- ① 教職員の人権意識の向上に向けた校内研修会・講演会等の実施
- ② 保護者向けアンケート調査の実施や、保護者との意見交換の場づくりなど、学校と保護者の信頼関係の更なる強化
- ③ 定期的な教職員向けアンケート調査等の実施
- ④ 児童生徒の相談窓口の設置・児童生徒への周知
- ⑤ 指導に悩む教職員の相談窓口の設置
- ⑥ 体罰防止チェックリスト等の活用
- ⑦ 外部の専門家との連携による取り組み

⇒ ()

問6) 支援学校において、①児童生徒の人権を尊重する教育を行う上で大切だと考えること、②今後、自身の実践において大切にしたいと考えることを自由に記述してください。

①

②

ご協力、ありがとうございました。

提出期限 5月29日(金) 渋川教頭まで

学内発第 31 号
平成 27 年 7 月 2 日

保護者 様

八尾支援学校
校長 山中 矢展
准校長 藤井 雅乗

人権アンケートの結果を踏まえた教員研修の実施について（報告）

初夏の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力をいただきまして誠に有り難うございます。

さて、平成 26 年度末に閉じました八尾支援学校東校（高等部）における体罰事象につきましては、改めまして、保護者の皆様に深謝いたしますとともに、平成 27 年度、5 年ぶりに小・中・高等部編成となりました八尾支援学校において、決して体罰事象を生じさせず、安全・安心の教育を徹底するため、最善を尽くすべく教育活動に取り組んでまいります。

つきましては、4 月の保護者説明会においてご要望が出されました「体罰事象の有無の確認」について、本年度 5 月に全教員を対象に人権アンケートを実施し、6 月 30 日に教員研修を行いましたので、その実施結果を下記のとおり報告させていただきます。

記

1 人権アンケートの実施結果

アンケートにおいて、教員に、体罰及び配慮を欠く指導について、現認したかどうかを問い、続いて、①体罰の背景として考えられること、②体罰根絶のため必要な行動、③本校でもっとも必要な取り組みについて選択回答を行いました。その結果、調査時点において体罰は確認されませんでした。配慮を欠く指導が幾例か上がってきました。人権アンケートの結果は 2 頁以降に掲載しております。

校長・准校長として、アンケートの結果を深刻に受けとめ、今後いっそう教員を指導監督し、人権尊重の教育を真に実践するため取り組みを進めてまいります。

2 教員研修の報告

6 月 30 日の教員研修では、校長が、人権アンケートの結果を踏まえ、人権侵害事象を一掃するため、支援学校の教員に求められる力量について講話を行いました。内容については、プレゼンテーション資料「子どもの尊厳を大切に」を、ご覧ください。

なお、講話後に、教員を 21 班に分け、4 つの事例をもとにワークショップを行い、学部を越えて論議し、発表とまとめを行いました。

3 今後の取り組み

本校では、テーマ別人権研修を実施しており、9 月には、大学から講師を招聘し、子どもの障がいや発達に応じた指導や支援について、合理的配慮の視点を踏まえ、研修を行います。なお、本年度からは、研修後のアンケート活用や、研修報告にも力点を注ぎます。

教員の平素の授業につきましては、授業アンケート結果の活用、及び、校長・准校長による授業観察と、フィードバックを行ってまいります。

様々な課題を有するスタートとなった本年度ですが、保護者の皆様にはご理解ご協力をいただきまして、より良い学校づくりに鋭意努めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。